

## 令和5年司法試験合格証書の交付について

合格証書は、以下の手続（郵便での交付）により必ず受領願います。

令和5年11月21日（火）から12月1日（金）までに、表に赤字で「合格証書郵送希望」と記した適宜の封筒に、合格通知書写し（合格通知書面・宛名面の2面）、6か月以内に作成された戸籍抄本又は本籍若しくは国籍の記載のあり、個人番号（マイナンバー）の記載を省略した住民票（以下「戸籍抄本等」という。）及び返信用封筒（角形2号【縦33.2cm、横24.0cm程度】に490円分の郵便切手（簡易書留郵送料）を貼付し、送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したもの）を封入して、司法試験委員会宛てに郵送してください。合格証書の発送は、同年11月27日（月）から行うことを予定しています。

※ 法務省内合格証書交付所での合格証書の交付は行いません。

なお、提出された戸籍抄本等は司法試験合格者登録簿の作成のために使用されるものです。返還はしませんので注意願います。

また、本籍・国籍・氏名等の身分事項を変更された方で、司法試験委員会に届出を済ませていない方は、至急、連絡願います（令和5年司法試験受験案内4ページ参照）。

おって、合格通知書・成績通知書は、令和5年11月17日（金）に発送する予定です。